

# 大阪市水道局技術継承・人材育成プロジェクト設置要綱

(平成18年12月6日局長決)

(最近改正 令和7年3月10日課長決)

## (設置)

第1条 大阪市水道局に大阪市水道局技術継承・人材育成プロジェクト(以下「プロジェクト」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 プロジェクトは次に掲げる事項について、検討、調査、調整及び進捗管理を行う。

- (1) 技術継承にかかる局方針に関すること
- (2) 人材育成(技術系)にかかる局方針に関すること
- (3) 研修施設の活用方針に関すること
- (4) その他技術継承・人材育成(技術系)に関すること

## (構成)

第3条 プロジェクトは、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は総務部長、副委員長は工務部長の職にある者をもって、それぞれ充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

## (会議)

第4条 プロジェクトの会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

## (幹事会の設置)

第5条 プロジェクトの円滑な運営を図るために、幹事会を設置する。

- 2 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事が必要と認めた場合は、幹事以外の者に幹事会への出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

## (事務局)

第6条 プロジェクト及び幹事会の事務局は、職員課(研修・厚生担当)とする。

## (施行の細目)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成18年12月6日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成25年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月10日から施行する。

別表 1

研修・厚生担当課長
計画課長
品質管理担当課長
設備課長
配水課長
給水課長
柴島浄水場長
水質管理研究センター所長
東部水道センター所長

別表 2

研修・厚生担当課長
計画課長
品質管理担当課長
研修企画担当課長代理
整備計画担当課長代理